

令和5年4月24日

琴浦町長 福本まり子様

琴浦町下水道事業審議会
会長 道前 緑

下水道使用料の適正なあり方について（答申）

令和4年10月21日付け上下水第1745号で諮問を受けた標記の件について、当審議会で審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

下水道は快適な生活を送り、公共水域の水質を保全していくために欠かせない社会インフラであり、将来にわたってその機能を持続していかなければならない。

琴浦町における下水道事業は、合併前の東伯町で平成5年に農業集落排水を供用開始して以来、各処理区で整備を進め、令和3年度に概ね整備を完了し、令和4年度から地方公営企業法を一部適用し公営企業へ移行した。

下水道事業初期に整備した施設の多くは、経年による老朽化が進んでいることから、今後、下水道施設の機能維持のために多額の改築・更新費用が必要となる。

一方で、人口減少により今後、下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。）収入は減少していくことが予想される。

また、下水道事業は、下水道使用料以外に多額の一般会計繰入金により財源を補てんされている状況であり、町全体の財政を圧迫している。

現在の下水道使用料は、合併前の使用料体系を踏襲しており、大幅な見直しは行われていない。

その結果、現在の使用料体系では、使用料収入で使用料対象経費を賄っておらず、利用者間で公平な負担がなされていない状況である。

このような状況の中、下水道事業の安定的かつ持続的な経営に向け、将来の収支を見据え、下水道の機能維持のために必要な財源を確保するためには、経営の効率化や合理化の取組みとともに、使用料改定は避けられない状況である。

このことから、下水道使用料の適正なあり方について慎重に審議を重ねた結果、ここに一定の結論を得たので、次のように答申する。

2 下水道使用料改定の考え方について

- (1) 現行の使用料体系は一般家庭と事業所で算定方法が異なっており、使用者ごとの実態をより正確に反映できる公平な使用料体系を目指すこと。
- (2) 下水道施設の老朽化が進んでおり、本格的な改築・更新の時期を迎えていることから、人口減少下における中長期的な経営安定化のため、隣接する農業集落排水の統廃合、公共下水道との統合を推進し経営の効率化を推進すること。
- (3) 使用料対象経費は、公費で負担すべき部分を除いた経費（維持管理費と利息償還金）を使用料で全額賄うことを基本とすること。なお、使用料対象経費の範囲を拡大する場合は、使用料が著しく上昇しないよう配慮すること。
- (4) 社会経済情勢を勘案し、使用料負担の急激な増加を招かないよう、改定時期は慎重に判断すること。

3 下水道使用料の算定期間

使用料算定期間は一般的に3年から5年を設定することが適当であるとされている。

琴浦町では、現在、琴浦町下水道事業経営戦略（計画期間：令和4年度～令和13年度。以下「経営戦略」という。）に基づく取組みを進めている。

については、企業会計へ移行した令和4年度から起算し、企業会計での決算を数回経験でき、計画期間の中間年である令和8年度までの5年を算定期間とすることが適当である。

4 改定後の使用料収入の目標水準

使用料算定期間における経営戦略に基づく収支予測では、現行の使用料体系で事業運営を行った場合、下水道事業全体で、年度当たり約1.7億円の財源不足が見込まれる。

本来、使用料で賄うべき経費の一部を一般会計からの繰入で賄っている現状は、町財政の厳しい運営状況を考慮すると、このまま将来にわたり続けていくことは極めて困難であり、使用料で賄っていく必要がある。

しかし、下水道事業は現時点では企業会計での決算の経験がなく、企業会計での正確な実績がないまま、不足金額を算定することは不可能であることから、企業会計における適正な使用料収入の算定は困難、かつ、根拠に欠けるといえる。

このことから、現在の収支予測を基に、以下の2点を今回の使用料改定の目標とする。

【使用料収入の目標水準（使用料改定時期～令和8年度）】

- ① 収益的収支（経常損益）の黒字
- ② 経費回収率100%

5 下水道使用料の使用料算定方法の改定

現行の使用料体系は、一般家庭は世帯員数に応じて算定する人頭制、事業所は使用水量に応じて算定する従量制を採用しており、一般家庭と事業所では使用料算定方法が異なっている。

令和元年度から令和3年度の実績を基に、世帯員数や使用水量等の分析を行った結果、町全体の使用者の約9割を一般家庭が占めており、人頭制では1～2人世帯は使用水量に対して負担が大きく、使用水量が多い3人以上世帯は負担が少なく、公平な使用者負担がなされていないことが判明した。このように、人頭制は使用水量の実態が反映されにくいことから、使用水量に応じて算定する従量制の方が公平性が高く、適切な負担が可能であり、使用料収入の増加が見込まれる従量制へ速やかに移行することが望ましい。

なお、町内全ての家庭が町水道を使用しているわけではなく、井戸水を使用している家庭や専用水道のように町が使用水量を把握できない家庭や地域もある。

このような世帯においては、町水道区域内の家庭の使用水量の実績を基に、1人あたりの認定水量を設定し、各家庭の世帯員数に応じて使用料を算定することが適当である。

一方で、農業等で水道水を使用する場合は、使用した水が全て下水道へ排除されるとは限らないにも関わらず、その分の水量も下水道使用料に含まれてしまうことになる。

したがって、従量制に変更した場合には下水道へ排除した正確な水量を把握する必要があるという課題が存在することを確認した。

このため、今回の使用料改定においてはこうした課題を踏まえつつ、各使用者の実態の調査等、綿密な準備や調整を行った上で、各使用者の理解が得られるよう、合理的かつ可能な範囲で全ての使用者の使用料算定方法を従量制へ統一することが適当である。

6 下水道使用料算定方法、単価の改定

使用料改定にあたり、収支予測を踏まえ検討を行った結果、使用料算定方法と単価を次のとおり改定することが適当である。

■一般家庭（毎月の使用水量を町が把握できる家庭）

〈改定前〉

使用料算定方法	基本料金	1人あたり
人頭制	2,000円/月	500円/月

〈改定後〉

使用料算定方法	基本料金	超過料金
従量制	10m ³ まで一律 2,000円/月	11m ³ 以降一律 150円/m ³

※金額は消費税抜き

■一般家庭（毎月の使用水量を町が把握できない家庭）

〈改定前〉

使用料算定方法	基本料金	1人あたり
人頭制	2,000円/月	500円/月

〈改定後〉

使用料算定方法	基本料金	世帯員数	認定水量	超過料金
従量制（認定水量）	10m ³ まで一律 2,000円/月	0人	8m ³ /人・月	11m ³ 以降一律 150円/m ³
		1人		
		2人		
		3人	7m ³ /人・月	
		4人		
		5人	6m ³ /人・月	
		6人		
		7人以上	5m ³ /人・月	

※金額は消費税抜き

■事業所

〈改定前〉

使用料算定方法	基本料金	超過料金
従量制	10m ³ まで一律 2,000円/月	11m ³ 以降一律 150円/m ³

〈改定後〉

使用料算定方法	基本料金	超過料金
変更なし	変更なし	変更なし

※金額は消費税抜き

7 使用料改定の時期

新型コロナウイルス感染拡大や急激な物価上昇は、住民生活や企業活動に多大な影響を与えており、回復にはしばらく時間が必要な状況にある。

しかし、使用料改定時期が遅くなれば、一般会計から繰入金により一層必要となり、多額の税金を下水道事業へ投入することになる。

公営企業である下水道事業は、事業収益により経費を賄う独立採算が求められる事業であることから、本来は他の住民サービスの財源となるべき税金を下水道事業の赤字へ補てんする状況は、町財政への影響も大きく、早期に解消しなければならない。

また、人口減少により町財政は更に厳しくなることが予想される中で、これまでどおり一般会計からの繰入金が続く保証はない。

このような中で使用料改定を遅らせることは、将来世代への負担の先送りであり、若い世代により大きな負担を強いる選択は避けなければならない。

これらのことから、使用料改定の実施時期は令和6年度とすることが望ましい。

なお、今後も適正な使用料について審議会を開催し、検証と見直しを行うことが必要であり、次の検証と見直しの時期は、3年後の令和8年度とする。

8 附帯意見

使用料改定にあたり、次の事項について取組みを推進することを求める。

① 水洗化率の向上

下水道事業は生活環境の向上、公共水域の水質保全を目的に進められている。

この目的を達成するためには、下水道への早期接続が不可欠である。

また、下水道使用者の増加は、下水道事業における収益確保に直結するため、下水道事業の広報、未接続世帯への個別訪問等による加入促進の取組みを引き続き実施し、水洗化率向上、使用料収入の確保に努めること。

② 下水道使用料の収納率向上

使用者負担の公平性の確保、下水道事業の安定的かつ持続的な経営のため、下水道使用料の収納率向上に引き続き努めること。

③ 使用料対象経費の縮減

使用料対象経費となる維持管理費や資本費が過大なものとならないよう、今後も計画的な事業推進とコスト削減に努めること。

また、令和7年度から予定している農業集落排水の統廃合、公共下水道との接続を確実に実施し、処理場更新費用の削減、汚水処理の効率化と合理化を図り、維持管理費の削減に向け、他団体の優良事例を研究するなど経営努力を怠らないこと。

④ 住民への使用料改定の周知徹底

使用料改定の実施に当たっては、その趣旨や内容等を住民へ周知し、理解していただくため、十分な周知期間を設け、かつ、効果的な広報活動を行うこと。

9 おわりに

下水道使用料は公正で妥当なもので、かつ、適正な原価を超えず、健全な事業運営を確保できる水準でなければならない。

本審議会では、今後の事業計画や投資財政計画を踏まえ、将来にわたり下水道の機能を維持し、安定的に事業運営していくためには使用料改定が必要と判断し、その基本的な考え方や目標等を答申としてまとめた。

ついては、持続可能な下水道事業の実現に向け、不断の経営努力を行われるとともに、本答申の趣旨に基づき、住民の理解を得ながら、琴浦町に相応しい下水道使用料を設定することを願う。

【資料】

1 令和4年度琴浦町下水道事業審議会 審議委員名簿

役職	氏名	所属
会長	道前 緑	鳥取短期大学 教授
副会長	清水 雅彦	八橋地区区長会 会長
委員	山本 浩	上郷地区住民代表
委員	倉長 邦彦	安田地区区長会 会長
委員	西長 和教	以西地区住民代表
委員	足立 利香	琴浦町商工会 理事
委員	大谷 修子	琴浦町商工会 理事

2 審議会開催状況

	開催日・場所	会議内容
第1回	令和4年10月21日（金） 役場本庁舎 2階 防災会議室	・会長、副会長の選出 ・町長諮問 ・下水道事業の概要説明 ・使用料改定の方向性について
第2回	令和4年11月25日（金） 役場分庁舎 3階 第2、第3会議室	・財政計画の見通しについて ・使用料対象経費について ・使用者群の区分について ・使用料体系の検討、協議
第3回	令和5年2月27日（月） 役場分庁舎 3階 第2、第3会議室	・財政計画、使用料対象経費の精査 ・使用料体系、単価、認定水量の決定 ・答申案協議
第4回	令和5年3月30日（木） 役場本庁舎 2階 第1会議室	・答申案協議